

住木認発 27 第 5 2 号
平成 12 年 10 月 3 日制定
平成 18 年 3 月 1 日改正
平成 21 年 4 月 13 日改正
平成 23 年 4 月 1 日改正
平成 25 年 4 月 1 日改正
平成 27 年 4 月 9 日改正

公益財団法人 日本住宅・木材技術センター 認定等業務規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この認定等業務規程（以下「規程」という。）は、公益財団法人 日本住宅・木材技術センター（以下「財団」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等財団として行う法第31条第1項の住宅型式性能認定及び法第31条第3項の規定による公示、法第33条第1項の型式住宅部分等製造者の認証（以下単に「認証」という。）、同条第3項の規定による公示及び法第36条第1項の認証の更新（以下単に「認証の更新」という。）の業務（以下「認定等の業務」という。）の実施について、法第49条の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 認定等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらの係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(認定等の業務を行う時間及び休日)

第3条 認定等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時30分から午後5時30分までとする。

- 2 認定等の業務の休日は、次に掲げる日とする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 3 認定等の業務を行う時間及び休日については、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合又は事前に財団と申請者との間において認定等の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 事務所の所在地は、東京都江東区新砂三丁目4番2号とする。

(認定等の業務を行う区域)

第5条 認定等の業務を行う区域は、日本全域とする。

(認定等の業務を行う範囲)

第6条 財団は、法第44条第2項第一号及び第二号に定める業務の種別に係る認定等の業務のうち木造住宅について、平成17年国土交通省告示第921号第2第一号から第三十二号までに規定する区分に係る認定等の業務を行うものとする。

第2章 認定等の業務の実施方法

第1節 申請手続き

(住宅型式性能認定、認証又は認証の更新の申請)

第7条 住宅型式性能認定を申請しようとする者は、財団に対し、次の各号に掲げる図書（以下「認定用提出図書」という。）を、財団が別に定める期日までに財団が別に定める部数提出しなければならないものとする。

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第40条第1項に規定する住宅型式性能認定申請書（施行規則別記第37号様式）及び住宅型式性能認定申請添付図書

(2) 認定特別評価方法を用いて評価されるべき住宅に係る住宅型式性能認定の申請にあつては、法第80条第1項の特別評価方法認定書の写し

2 認証又は認証の更新を申請しようとする者は、施行規則第43条に規定する型式住宅部分等製造者認証申請書（施行規則別記第40号様式）又は施行規則第47条第1項に規定する認証型式住宅部分等製造者更新申請書（施行規則別記第43号様式）を、型式住宅部分等製造者認証申請添付図書（以下「認証用提出図書」という。）とともに財団が別に定める期日までに財団が別に定める部数提出しなければならないものとする。

3 前2項の規定により提出される図書（以下「認定等用提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（財団の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）の受理によることができる。

(認定等の申請の受理及び契約)

第8条 財団は、前条の認定、認証又は認証の更新（以下「認定等」という。）の申請があったときは、次の事項を確認し、当該認定等用提出図書を受理する。

(1) 申請に係る型式、型式住宅部分等又は認証型式住宅部分等が、第6条に定める認定等の業務の範囲内であること。

(2) 認定等用提出図書に形式上の不備がないこと。

(3) 認定等用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

(4) 認定等用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 財団は、前項の確認により、認定等用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、

財団は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に認定等用提出図書を返還する。

- 4 財団は、第1項により認定等の申請を受理した場合においては、申請者に承諾書を交付する。この場合、申請者と財団は別に定める認定等業務約款に基づき契約を締結したものとする。なお、第7条の申請書に承諾印を押印したものの写しをもって、承諾書に代えることができるものとする。
- 5 前項の認定等業務約款及び承諾書（申請書に承諾印を押印したものの写しを含む。）には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。
 - (1) 申請者は、提出された書類のみでは認定等を行うことが困難であると財団が認めて請求した場合は、認定等を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までに財団に提出しなければならない旨の規定
 - (2) 申請者は、財団が型式住宅部分等製造者認証業務に係る審査を行う際、当該申請に係る工場等に立入り、業務上必要な審査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
 - (3) 申請者は、財団が審査中に評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）及び認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項又は法第35条各号に掲げる基準に照らして認定等用提出図書等に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の認定等用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定
 - (4) 認定書等の交付前までに申請者の都合により申請内容を変更する場合は、申請者は、双方合意の上定めた期日までに財団に変更部分の認定等用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものと財団が認める場合にあっては、申請者は、当初の申請内容に係る申請を取下げ、別に改めて認定等を申請しなければならない旨の規定
 - (5) 財団は、認定書等を交付し、又は認定書等を交付できない旨を通知する期日（以下「業務期日」という。）を定める旨の規定
 - (6) 財団は、申請者が(1)から(5)までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定
 - (7) 財団は、不可抗力によって、業務期日までに認定書等を交付することができない場合には、申請者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
 - (8) 申請者が、その理由を明示の上、財団に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であると財団が認めるときは、財団は業務期日の延期をすることができる旨の規定
 - (9) 財団は、申請者の責めに帰すべき事由により業務期日までに認定書等を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定

第2節 認定等の実施方法

（審査の実施方法）

第9条 財団は、認定等の申請を受理したときは、速やかに、第16条に定める認定員2名以上に審査を実施させるものとする。

- 2 住宅型式性能認定を行う場合にあっては、認定員は次に定める方法により審査を行う。

- (1) 認定用提出図書をもって審査を行う。
 - (2) 申請のあった型式に係る性能表示事項及び等級に応じ、評価方法基準又は認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項に適合していることを確認する。
 - (3) 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該型式が日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行う。
- 3 認証又は認証の更新を行う場合にあつては、認定員は次に定める方法により審査を行う。
- (1) 認証用提出図書をもって審査を行う。
 - (2) 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは法第35条各号（法第36条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行う。
 - (3) 施行規則第77条第2項第2号から第5号までに掲げる場合を除き、申請に係る工場等において実地を行う。
 - (4) 申請に係る工場等の品質管理体制の審査においては、施行規則第44条で規定された技術的生産条件に関する事項が平成12年建設省告示第1657号の基準（以下「技術的基準」という。）に適合していることを確認する。当該工場等が、技術的基準に定める製造設備及び検査設備を有していること、並びに当該製造設備及び検査設備が、製造される型式住宅部分等の品質及び性能を確保するために必要な精度及び性能を有していることを確認する。
 - (5) 認証の更新に係る審査にあつては、前各号のほか、法第38条第2項の規定に適合していることを確認する。
- 4 認定員は、審査上必要あるときは、認定等用提出図書に関し申請者に説明を求めらるものとする。

（住宅型式性能認定書又は型式住宅部分等製造者認証書の交付等）

- 第10条 財団は、認定員の審査の結果、申請に係る型式が日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有すると認めて住宅型式性能認定をしたときは、施行規則別記第38号様式の住宅型式性能認定書を申請者に交付するものとする。
- 2 前項の認定書の次の各号に掲げる記の部分には、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。
- (1) 認定番号 別記「認定番号及び認証番号の付番方法」に基づき付番された認定番号
 - (2) 備考 認定をした型式の内容及び住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項
- 3 財団は、認定員の審査の結果、申請に係る型式が日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有せず、かつ是正される見込みがないと認めて住宅型式性能認定をしないときは、その旨の通知書（施行規則別記第39号様式）を申請者に交付するものとする。
- 4 財団は、認定員の審査の結果、認証又は認証の更新の申請が法第35条各号に掲げる基準に適合していると認めて認証をしたときは、施行規則別記第41号様式の型式住宅部分等製造者認証書を申請者に交付するものとする。
- 5 前項の認証書の次の各号に掲げる記の部分には、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。

- (1) 認証番号 別記「認定番号及び認証番号の付番方法」に基づき付番された認証番号
 - (2) 備考 住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項、建設住宅性能評価において要しない検査及び認証の適用範囲
- 6 財団は、認定員の審査の結果、認証又は認証の更新の申請が法第35条に掲げる基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて認証をしないときは、その旨の通知書（施行規則別記第42号様式）を申請者に交付するものとする。

（認定等の申請の取下げ）

第11条 申請者は、前条の認定書又は認証書（以下「認定書等」という。）の交付前に認定等の申請を取り下げる場合においては、その旨及び理由を記載した取下げ届を財団に提出する。

- 2 前項の場合においては、財団は、認定等の業務を中止し、認定等用提出図書を申請者に返却する。

第3節 公示及び報告

（公示）

第12条 財団は、認定等を行ったときは、法31条第3項又は法第33条第3項の規定に基づき、その旨を公示するものとする。

- 2 財団は、施行規則第49条第1項の規定による製造事業廃止の届出があったときは、同条第2項各号に掲げる事項について公示するものとする。

（国土交通大臣への報告）

第13条 財団は、認定等を行ったときは、施行規則第71条の規定に基づき、遅滞なく、施行規則別記58号様式の認定等を行った旨の報告書を国土交通大臣に提出するものとする。

- 2 財団は、前項の認定等を行った旨の報告書に記載した事項に変更があった場合には、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告するものとする。
- 3 財団は、次に掲げる場合には、施行規則第72条の規定で定めるところにより、直ちにその旨を国土交通大臣に報告するものとする。
 - (1) 住宅型式性能認定を受けた型式が日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有していない事実があると思料するとき。
 - (2) 認証型式住宅部分等製造者が法第34条第1号又は第4号に該当する事実があると思料するとき。
 - (3) 認証型式住宅部分等製造者の技術的生産条件が法第35条第2号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合していない事実があると思料するとき。
 - (4) 認証型式住宅部分等製造者が法第38条の規定に違反する事実があると思料するとき。
 - (5) 認証型式住宅部分等製造者が不正の手段により認証を受けたと思料するとき。

第3章 認定等料金等

（認定等料金の収納）

第14条 財団は、認定等の申請を受理し、契約を締結した時は別記に定める「料金一覧表（住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証）」に定める認定等料金一覧表に基づく認定等料金の請求書を申請者に対して発行する。

- 2 申請者は、前項の認定等料金を指定期日までに直接財団に納入するものとする。ただし、申請者の要望により財団が認める場合には、別の収納方法によることができる。振り込みにより納入する場合の費用は、申請者の負担とする。

（認定等料金の返還）

第15条 財団が収納した認定等料金は、返還しない。ただし、財団の責に帰すべき事由により認定等の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第4章 認定員等

（認定員の選任）

第16条 財団は、認定等の業務を実施させるため、法第47条に定める要件を満たす者の中から認定員を選任する。

- 2 認定員は、財団の職員から選任するほか、財団の職員以外の者に委嘱して選任する。
- 3 認定員の選任は、当該認定員が審査を行う認定等の業務の対象範囲を、別表1（い）項及び（ろ）項の区分により明示して行うものとする。

（認定員の解任）

第17条 財団は、認定員が次のいずれかに該当する場合その他その必要があると認めた場合においては、その認定員を解任するものとする。

- (1) 秘密保持義務違反等の職務上の業務違反その他認定員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認めるとき。

（秘密保持義務）

第18条 財団の役員及びその職員（認定員を含む。）並びにこれらの者であった者は、認定等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（身分証明書の携帯）

第19条 認定員が認証及び認証の更新に係る実地の審査を行う際には、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の証明書の様式は、別途定める様式による。

第5章 認定等の業務に関する公正の確保

(認定等の業務の実施及び管理の体制)

第20条 財団は、認定等の業務に従事する職員を認証部に配置する。

- 2 財団は、専務理事を法第46条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、認定等の業務を統括し、認定等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、財団が行うすべての認定等について責任を有するものとする。
- 4 認定員又は財団の役員若しくは職員以外の者は、認定等の業務に従事しないものとする。

(認定等の業務に関する公正の確保)

第21条 財団は、財団の役員又は職員（認定員を含む。）が、認定等の申請を自ら行った場合又は代理人として認定等の申請を行った場合は、当該住宅に係る認定等を行わないものとする。

- 2 財団は、財団の役員又は職員（認定員を含む。）が、認定等の申請に係る住宅若しくはその部分又は当該申請に係る住宅の部分を含む住宅について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該住宅に係る認定等を行わないものとする。
 - (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務
 - (4) 工事監理に関する業務
 - (5) 製造に関する業務
- 3 財団は、財団の役員又はその職員（認定員を含む。）がその役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。）である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該役員又は職員（認定員を含む。）が当該申請に係る認定等の業務を行う場合に限る。）は、当該申請に係る認定等を行わないものとする。
 - (1) 認定等の申請を自ら行った場合又は代理人として認定等の申請を行った場合
 - (2) 認定等の申請に係る住宅について、前項の(1)から(5)までのいずれかに掲げる業務を行った場合
- 4 財団は、第1項から第3項までに掲げる場合に準ずる場合であって、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合は、認定等の業務を行わないものとする。

第6章 雑 則

(認定等業務規程の公開)

第22条 財団は、本規程を認定等の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した財団のホームページ（<http://www.howtec.or.jp/>）において公表するものとする。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第23条 財団は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びに事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。

2 利害関係人は、財団の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1ページの写しの交付につき30円を支払わなければならないものとする。

(1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求

(3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を施行規則第65条で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって施行規則第66条で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（帳簿及び書類の保存期間）

第24条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法第44条第3項において準用する法第19条第1項の帳簿 認定等の業務を廃止するまで

(2) 認定等用提出図書（是正がなされたものに限る。）及び認定書等の写しその他審査の結果（審査を行った年月日並びに当該年月日毎の審査を行った認定員の氏名、審査における指摘事項及び当該指摘事項に対して申請者がなした対応を含む。）を記載した書類 財団が認定等の業務を廃止するまで（ただし、認定等が失効したものであるについては、失効したときから20年間とする。）

（帳簿及び書類の保存及び管理方法）

第25条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要ある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実にかつ秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び(2)に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

（損害賠償保険への加入）

第26条 財団は、認定等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項になっていないもの。）を締結するものとする。

2 前項の保険金額は、30,000,000円とする。

（事前相談）

第27条 申請者は、認定等の申請に先立ち、財団に相談をすることができる。この場合に

において、財団は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第28条 財団は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合にあつては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(附則)

この規定は、平成12年10月 3日より施行する。

この規定は、平成18年 3月 1日に改正する。

この規定は、平成21年 4月13日に改正する。

この規定は、平成23年 4月 1日に改正する。

この規定は、平成25年 4月 1日に改正する。

この規定は、平成27年 4月 9日に改正する。

別表1（第16条関係）

区分	(い)	(ろ)
1	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	構造の安定
2	耐震等級(構造躯体の損傷防止)	
3	その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	
4	耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	
5	耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	
6	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	
7	基礎の構造方法及び形式等	
8	感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	火災時の安全
9	感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	
10	避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	
11	脱出対策(火災時)	
12	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	
13	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	
14	耐火等級(界壁及び界床)	劣化の軽減
15	劣化対策等級(構造躯体等)	
16	維持管理対策等級(専用配管)	維持管理・更新への 配慮
17	維持管理対策等級(共用配管)	
18	更新対策(共用排水管)	
19	更新対策(住戸専用部)	
20	断熱等性能等級	温熱、空気、光・視 環境
21	一次エネルギー消費量等級	
22	ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)	
23	換気対策	
24	単純開口率	
25	方位別開口比	
26	重量床衝撃音対策	音環境
27	軽量床衝撃音対策	
28	透過損失等級(界壁)	
29	透過損失等級(外壁開口部)	高齢者等への配慮
30	高齢者等配慮対策等級(専用部分)	
31	高齢者等配慮対策等級(共用部分)	
32	開口部の侵入防止対策	防犯に関すること

(注) 区分欄の数字は、平成17年国土交通省告示第921号第2項の号番号に対応する。